

プレスリリース

平成 16 年 4 月 28 日
農林水産省生産局

食料・農業・農村政策審議会生産分科会
果樹部会第 1 回産地・経営小委員会の概要について

下記のとおり、食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会第 1 回産地・経営小委員会が開催されました。

記

1 日時 平成 16 年 4 月 23 日（金）14：00～16：14

2 場所 日本郵政公社本社 2 階 農林水産省共用会議室 A～C
(東京都千代田区霞が関 1-3-2)

3 出席者

委員等：別紙のとおり

事務局：竹原果樹花き課長、緒方課長補佐（果樹生産班担当）、西嶋課長補佐（需給調整班担当）等

4 配付資料：別紙のとおり

5 議事概要

(1) 産地・経営小委員会の進め方について

産地・経営小委員会の進め方については、資料 7 に加え小委員長からの提案により、以下の 3 点により進めることとされました。

- ・ 共通認識の下で意見を集約するため、各委員の発言のポイントについては、小委員長が要約し議論をまとめていく。
- ・ 小委員会として円滑な議論を行うため、各委員から提出資料という形での提案も可能とする。
- ・ 小委員会におけるテーマごとの議論については、委員会終了後に事務局が整理したものを委員と相談の上、中間論点整理の材料として取りまとめしていく。

(2) 果樹の生産構造・経営の実態及び検証について

委員からの主な意見は、以下のとおりであった。

○ 園地の基盤整備

- ・ 果樹は、立地条件の悪い園地が多く、基盤整備の遅れが課題であり、それを解消しないと規模拡大も利用集積も実現できない。
- ・ 果樹産地では、園地の立地条件、農家の高齢化、樹を切った後の未収益期間等が課題であり、基盤整備を進めるための手法を示してはどうか。このため、産地における優良事例について、産地条件ごとにパターン化することも有効な手法。実際の優良事例は、JA、市町村等が連携して支援している状況。また、果樹農家数が減少したのは、特定の品目が減ったのか、地域的にどのようなところか等についての分析を行うことが重要。
- ・ 現場の果樹農家が1haの園地を持っていても、実態は筆数が多く細分化された園地を所有しており、小規模基盤整備も視野に入れた取組みを進めるべき。

○ 園地の流動化

- ・ 園地の流動化を推進するためには、基盤整備が必要であり、立地条件や所有形態だけでなく、園地で生産される果実の品質情報も含めた園地台帳の整備が必要。具体的な取組みを分析して、流動化の手法をパターン化すべき。
- ・ 施策として園地の流動化を進める上で、まずは一定の基準をクリアした産地を対象に、産地全体の土地利用計画を作成し、それを基に、施策の対象とすべき条件の良い優良園地に絞って支援を集中すべき。その場合、切り捨て論ではなく、優先順位をつけて対応することも一案ではないか。
- ・ 園地の流動化において、後継者をはじめとする受け手も必要であるが、実態は立地条件が悪い場合や手入れの度合いの違う園地が貸し手から出され、借り手のニーズと合わないミスマッチが顕在化。
- ・ 実態は、機械が入れない傾斜地で基盤整備も進んでいない園地には、借り手がない状況。規模拡大のため、SS等の機械導入が可能となる農道・園内道が確保された園地の基盤整備が必要。
- ・ 規模拡大しても果実の品質が低下しないよう、後継者の確保とともに栽培技術の向上等が必要。また、家族経営の観点から、規模拡大という方向だけでなく、適正規模というものがあるのではないか。

○ 労働力調整

- ・ 地域では、常時雇用はあまり聞かないが、学生等の雇用活用、援農、研修生等多様な形態で労働力の確保に努めている。
- ・ 果樹作業の中でも、せん定等高い技能を有するものを別にすれば、摘果、収穫・調製等に専門的技術がなくとも対応できる。このような作業に雇用労働等が担える。
- ・ 規模拡大し労働力を確保しても、外国人労働力が確保されれば別だが、それに見合う賃金を確保できるか疑問。労働力を最大限に活用して収益を高めた方が良いのではないか。
- ・ 構造改革のためには、基盤整備・園地の流動化・労働力の確保がセットであり、加えて所得の安定が図られないと労働力の確保も困難。

○ その他

- ・ 後継者の確保のため、関係機関での育成・指導等が重要であり、若者に興味を持たせるような工夫が重要。
- ・ 果樹農家の労働力として、主婦等女性の活躍が必要。福島の農家では、りんごやももの加工販売や観光農園等独自企業的な取組みにより所得確保を行っている事例もあり、こういう事例も分析していくべき。
- ・ 果樹産地の構造改革には、産地組織である農協の取組みが大きな力となる。

(3) 小委員会のまとめ

小委員長より、本日の議論を踏まえつつ、資料9「果樹産地及び果樹経営の現状と課題」を基に、再度課題等について検討の上、次回以降の小委員会において取りまとめることとなった。

〔照会先〕

生産局果樹花き課

企画班 中村

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1-2-1

電話03-3502-8111（内3622）

直通03-3501-3081